

鹿屋市放課後児童健全育成事業の届出等に関する規則等の一部を改正する
規則

(鹿屋市放課後児童健全育成事業の届出等に関する規則の一部改正)

第1条 鹿屋市放課後児童健全育成事業の届出等に関する規則（平成27年鹿屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。

(鹿屋市特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制の整備に関する規則の一部改正)

第2条 鹿屋市特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制の整備に関する規則（平成27年鹿屋市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式中「印」を削る。

(鹿屋市特定教育・保育施設の確認等及び業務管理体制の整備に関する規則の一部改正)

第3条 鹿屋市特定教育・保育施設の確認等及び業務管理体制の整備に関する規則（平成27年鹿屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。